

2022年1月21日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日15都道府県の25人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。12月15日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 15都道府県25人

(北海道2、群馬県1、千葉県2、東京都3、神奈川県4、愛知県1、三重県1、京都府1、大阪府2、兵庫県1、島根県1、岡山県2、山口県2、徳島県1、愛媛県1)

数字は人数

※ 予告は2021年12月15日までに実施済み